

医療廃棄物収集運搬・処理業務委託仕様書

1. 目的

荒尾市民病院から排出される医療廃棄物の収集運搬・処理業務に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 及びその他関係法令を遵守し、適正にこれを処理することを目的とする。

2. 業務名

医療廃棄物収集運搬・処理業務委託

3. 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (5 年間)

現在、新病院の建設中であり、本業務は現病院及び新病院において以下の期間で対応すること。

現病院：令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日

新病院：令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

工事状況により新病院の開院時期が変わった場合は、病院と協議の上対応すること。

4. 履行場所

熊本県荒尾市荒尾 2,600 番地

荒尾市民病院

5. 業務内容

(1) 収集運搬業務

①業務の方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い、適性に廃棄物を収集し、中間処理施設まで運搬すること。

②収集回数

委託者から排出される廃棄物については、週 3 回 (祝日、国民の休日に関係なく月・水・金、その他の詳細については本院の指示に従うこと)、院内各所へ収集を行うこと。

新病院での回収ルートについては、病院と協議の上対応すること。

③収集時間

午後 13 時 00 分から 17 時 15 分まで

(2) 処理業務

廃棄物処理法その他関係法令に従い、上記の感染性廃棄物について焼却または熔融による中間処理を行うこと。

6. 廃棄物の種類及び数量

委託者が排出する廃棄物は以下のとおりとする。年間排出見込数量については別表を参照。

①感染性廃棄物 (針等鋭利なもの。感染性のおそれのある血液等液状・泥状物)

- ②非感染性廃棄物（廃プラスチック類、廃ガラス・バイアル類、廃酸・廃油）
- ③特別管理産業廃棄物（引火性廃油）
- ④汚染物若しくはこれらが付着の恐れのあるもので①～③に該当しないもの
- ⑤上記のほか、熊本県産業廃棄物指導要綱中の取扱種別として「感染性廃棄物に準じて処理されるもの」。

7. 廃棄物容器

- ①廃棄物は専用容器による収集・運搬を行う。また、空容器をその都度指定の場所へ補充していくこと。専用容器は、ポリ容器（20ℓ、50ℓ）、ダンボール（20ℓ、50ℓ）とし、ポリ容器については、耐貫通性・耐水性でかつ運搬作業に耐えうる物理的強度を有し、パッキン付きの蓋を備えた密閉容器（バイオハザードマーク付き）を提供すること。ダンボールについてもバイオハザードマークを付けること。
- ②専用容器については、現在使用している足踏み式スタンドに適合すること。なお、再生容器も可能とするが、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する感染性廃棄物容器評価事業において、合格認定されている容器、若しくは合格相当の性能を有することが証明されている容器に限る。容器の仕様については下記のとおりとする。また、容器を変更する際は、変更に伴う足踏み式スタンドの費用は、受託者の負担で準備すること。

専用容器サイズ

ポリ容器 （20ℓ・・・縦約 31cm×横 31 cm×高さ 29.5 cm）

（50ℓ・・・縦約 30cm×横 41 cm×高さ 55.5 cm）

ダンボール（20ℓ・・・縦約 28cm×横 28cm×高さ 28 cm）

（50ℓ・・・縦約 29cm×横 40 cm×高さ 45 cm） ※いずれも上部のサイズ

- ④感染防止のため、容器に入った感染性廃棄物の他の容器等への移し替えは行わないこと。
- ⑤収集を行う台車は容器の転倒を防ぐ柵があるものとする。
- ⑥受託者は、感染の予防等について標準作業書を常備し、従事者に周知のうえ、二次感染防止に努めること。
- ⑦感染の恐れのある廃棄物の処理については、令和4年6月に環境省が改定した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正な処理の確保に努め、万全を期すこと。

8. 院内回収場所

院内回収場所および設置する容器等については委託者との打ち合わせによるものとする。

9. 処理

委託者から排出される廃棄物が適正に処理されるよう次のように行うこと。

- ①委託者から処理を委託された廃棄物は、中間処理又は中間処理後の残渣については大部分をリサイクルしていることが望ましい。
- ②処理場として環境に配慮した条件のもとで処理を行うことを基本とするため、廃棄物の処理を行うものは優良産廃処理業者であること。

10. 電子マニフェスト

- ①委託者及び受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に基づき、電子マニフェストを利用するものとする。
- ②受託者は、運搬を終了した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。
- ③受託者は、中間処理を終了した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。
- ④受託者は中間処理産業廃棄物を排出し処分を委託した場合は、最終処分の終了を確認した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。

11. 事故発生時の報告義務

受託者は、作業中に事故が発生したとき、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を仰ぐこと。

また、受託者の故意又は過失により機器及び施設等を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受託者の責任でもって原状に回復すること。なお、原状回復の費用及び当該故障等によって委託者が被った損害にかかる経費については、受託者が負担するものとする。

12. その他

院内回収の際は、患者に不快感を与えたり、職員の業務に支障がないよう十分配慮すること。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に発注者へ連絡をとること。業務にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。

医療廃棄物の収集運搬を行う際の専用容器代は、収集運搬費用に含まれるものとする。

(別表)

医療廃棄物の年間排出見込数量

収集運搬		処理		備考
種類	予定数量	種類	予定数量	
20ℓ ポリ容器	6,700 個	20ℓ ポリ容器	6,700 個	針等鋭利なもの
50ℓ ポリ容器	3,900 個	50ℓ ポリ容器	3,900 個	感染性のおそれのある 血液等液状・泥状物
20ℓ ダンボール	4,300 個	20ℓ ダンボール	4,300 個	感染性のおそれのある 血液・体液等付着物
50ℓ ダンボール	17,000 個	50ℓ ダンボール	17,000 個	感染性のおそれのある 血液・体液等付着物
廃酸 (ホルマリン)	30 個	廃酸 (ホルマリン)	30 個	18ℓ 容器
特管廃油 (キシレン)	70 個	特管廃油 (キシレン)	70 個	20ℓ 容器
廃油 (食廃油)	50 個	廃油 (食廃油)	50 個	20ℓ 容器
廃プラスチック	12 回	廃プラスチック	12 回	
廃ガラス	12 回	廃ガラス	12 回	

(令和 3 年度実績を元に算出)